審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第５条の４第３項
処 分 の 概 要：技能検定合格証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第３項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第５条の４第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第25条（合格証明書の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３日以内（書換えにあっては１日以内）
申　　請　　先：申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
問 い 合 わ せ 先：三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（059-222-0110） 又は警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
備　　考：